

電波行政の動き

無線LANのセキュリティに関するガイドライン
「安心して無線LANを利用するために」の公表

総務省では、「無線LANセキュリティ調査研究会」（座長：吉田進京都大学教授）での検討結果を受け、無線LANのセキュリティに関するガイドライン「安心して無線LANを利用するために」を作成し4月26日に公表しましたので紹介します。

1 背景

無線LANは、ブロードバンド・アクセスの手段として大きく期待され、その利便性から急速に普及しています。

無線LANは無線を利用することから、無線に対応した適切なセキュリティ設定を行わないままで使用すると、盗聴、情報の改ざん、漏洩及び破壊などの重大な被害を受けかねません。しかしながら、現在のところ、このような危険性に対するユーザの認識は低く、セキュリティ対策が十分に行われていない状況にあります。

総務省では、こうした状況を踏まえ、無線LANの健全な利用を促進するため、昨年9月から、社団法人電波産業会への委託により、「無線LANセキュリティ調査研究会」を開催し、無線LANの技術動向、課題、セキュリティ対策等について調査研究を行ってきました。

このたび、本調査研究の検討結果（報告書概要を下記に示す）を受け、様々なユーザを対象とした無線LANのセキュリティに関するガイドライン「安心して無線LANを利用するために」を作成し公表することとしました。

2 本ガイドラインの内容

本ガイドラインは、無線LANのセキュリティについて理解を深め、適切な対応をとることにより、無線LANを安全に利用する方策を示しています。本ガイドラインにおいては、無線LANを利用する代表的な場面として、「家庭」、「オフィス」、「公衆無線LANサービス」及び「店舗開放型無線LANサービス」を取り上げ、それぞれの利用環境における無線LANのセ

セキュリティレベルごとに、確認・設定すべき項目を具体的にまとめました。

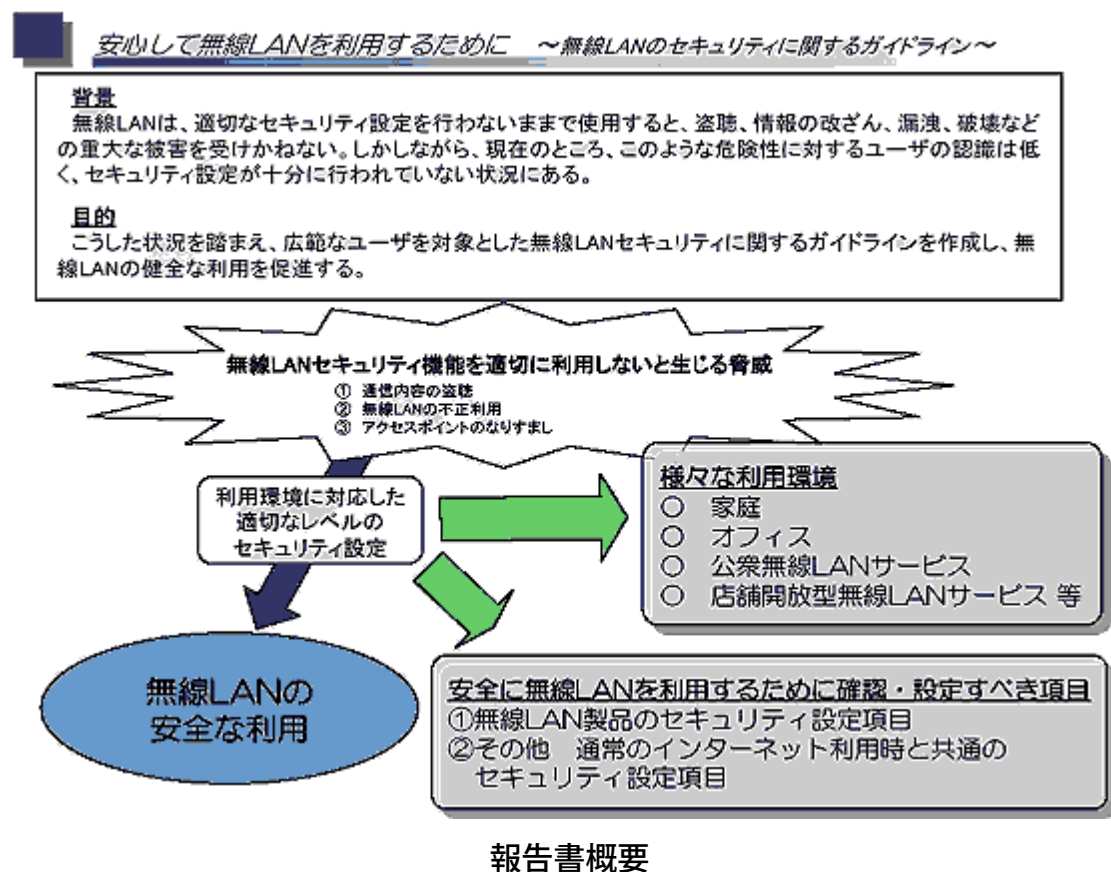
また、本ガイドラインの理解に供するため、参考資料を作成しました。

本ガイドラインによって無線LANの利用者がセキュリティに対する理解を深めることにより、無線LANが持つ利便性を利用者が享受して、無線LANを安全に利用し、無線LANによるブロードバンドアクセスが促進されることを期待します。

なお、詳しくは (http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040426_3.html) を参照して下さい。

ガイドライン (PDF版 21 ページ) 及び参考資料 (PDF版 47 ページ) もダウンロードできます。

※画像をクリックすると拡大表示します。



地上デジタル放送開始に向けたアナログ周波数変更対策の
5月における受信対策地域

平成16年5月からアナログ周波数変更対策（受信対策）を着手する予定の地域は下記のとおりです。

受信対策は昨年2月に開始して以来、平成16年4月までに139地域の対策に着手し、世帯数では、約126万世帯（全体の約30%）の対策を終了する

など、現在、計画に沿って順調に進んでいるところです。

1 5月中に受信対策を開始する地域（15地域、約29万8千世帯、概要は下表のとおり。）

関東： 4 県 8 地域（茨城県）鹿嶋市、神栖町、麻生町の各一部
（群馬県）吾妻町、黒保根村の各一部
（埼玉県）熊谷市、深谷市、行田市の各一部
（千葉県）成田市、佐倉市、八街市の各一部

信越： 1 県 2 地域（新潟県）佐渡市の一部

近畿： 1 県 1 地域（奈良県）大宇陀町、桜井市、榛原町の各一部

中国： 1 県 3 地域（岡山県）倉敷市、牛窓町の各一部

四国： 1 県 1 地域（香川県）満濃町の一部

2 これまでの受信対策の進捗状況

関東： 関東地域において64地域の対策に着手し、64万世帯の対策を終了。

中京： 中京地域において17地域の対策に着手し、約7万世帯の対策を終了。

近畿： 近畿地域において38地域の対策に着手し、約52万世帯の対策を終了。なお、大規模局所である和歌山S局の対策については4月26日をもって対策を終了。

中国： 中国地域において4地域の対策に着手し、現在対策中。

四国： 四国地域において16地域の対策に着手し、約3万世帯の対策を終了。

なお、受信対策地域の概要、各地域の受信対策センターの概要については
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040428_7.html) を参照ください。

ARIBの動き

第96回技術委員会（通信分野）が開催される

第96回技術委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

1 日時 平成16年4月28日（水）午後2時から3時30分まで

2 場所 当会第2会議室

3 議事概要

(1) 事務局から、地上デジタル放送 携帯受信端末向けサービスについての報告があった。

(2) 事務局から、YRPにおけるテストベッド整備推進のアンケート調

査の報告があった。

- (3) 次回の技術委員会は、平成16年6月23日（水）午後2時に開催することとした。

欧州6社、携帯電話規格で協力
【Les Echos,2004/04/21】

欧州携帯電話大手の仏オレンジ、英mmO2、英ボーダフォン、西テレフォニカ・モビレス、独Tモバイル、伊TIMは、携帯電話の共通規格を設置するための交渉に着手したと発表した。規格は端末メーカーとの交渉で時間と資金を節約するためのもので、特定のOSを優先したり、携帯電話会社の「購買クラブ」を作るためのものではないと断っている。そして何よりも加入者のID番号や画像の送付などのサービスで規格化を行いたいとしている。

仏の携帯電話普及率、69.5%に
【Les Echos,2004/04/27】

ART（仏電気通信規制機関）は、2004年3月末時点での仏の携帯電話普及率が69.5%（2003年末69.1%）になったと発表した。これは加入者4200万人に相当する。定額契約の加入者は加入者全体の59.6%（2003年末58.9%）となった。また、第1四半期のSMS(ショート・メッセージ・サービス)発信数は25億通以上、一人当たりでは20.5通/月と、これも増加している。

一方、ARTは今回初めて、モバイル・マルチメディア・サービス（WAP、iモード、マルチメディア・メッセージング・サービス、メール等）の利用者数を発表、利用者は670万人で、これは携帯加入者全体の16.7%に相当する。